

熱中症予防くらしの知恵 2
事業計画続々と(洗足) 3
防災テーマ夏祭り(安方) 4

商店街ニュース

(令和6年) 2024年8月5日
(毎月5日発行)

日本商工会議所と東京商工会議所は6月5日、「中小企業の賃金改定に関する調査」の集計結果を公表した。調査対象は中小企業の調査対象企業を調査し、公表するのは今回が初めて。調査期間は、4月19日から5月17日。全国

パート・アルバイトは3.43% 中小の賃上げ率公表

パート・アルバイト等の賃上げ率は、加重平均で37.6%、賃上げ率は3.43%。従業員数20人以下の企業に限ると、加重平均で43.3%、賃上げ率は3.88%だった。パート・アルバイト等を対象に5%以上の賃上げを実施した企業は全体の約3割、4%以上の賃上げも含めると4割を超えた。一方、パート・アルバイトの賃上げ一時金を「昨年度を上回る水準で支給(予定含む)」とする企業は約1割だった。

2024年度に賃上げを実施する予定の企業は74.3%と、7割を超えているが、従業員数20人以下の企業では、63.3%と全体より11.7%低くなっており、規模の小さな事業所では賃上げの動きがやや鈍く、厳しい状況がうかがえる。

日商東商調査

2023年に東京都を訪れた外国人旅行者数は約195.4万人と、前年比28.7%増となり、過去6億円(同1.8%)の増を記録したことが分かった。東京都が6月21日、「2023年東京都観光客数等実態調査結果」を発表した。

50円引き上げ

中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)は7月25日、2024年度の最低賃金を全国加重平均で時給1054円に改定する旨の意見をまとめた。

恵比寿ビール坂



ビールの季節

恵比寿ビール坂商店会(渋谷区)の街路灯は、ビールジョッキをモチーフにしている。2018年に商店会が維持管理する街路灯を刷新した折、若手の発案によるデザインを採用したという(写真①、②)。その際、照明もLEDにすることで「省電力、長寿命、CO2削減」で環境に優しい商店会を目指した。



東京都

デジタル化推進事業

追加募集 8月末まで

東京都は、デジタル推進事業一環で、補助技術を活用し、来街者を受けたい商店街または販売機会創出等に取組む商店街を支援する「商店街デジタル化取組事例集」を公開・構築などデジタル

ル機器等の導入に要する経費の補助に加え、新たに、導入機器等の活用を効果的に進めていくためのサポートのほか、キャッシュレス化の補助限度額を拡充している。対象事業は、①商店街が一体的にキャッシュレス決済を導入する取組②アプリの開発やECサイトの構築等デジタル技術を活用し、活性化を図る取組③過年度に採択

都内の決済比率公表 昨年より3.5ポイント増に

東京都は2023年度までにキャッシュレス決済比率80%を目標に掲げている。5月30日、都内のキャッシュレス決済比率の調査結果が公表された。

東京都は2023年度までにキャッシュレス決済比率80%を目標に掲げている。5月30日、都内のキャッシュレス決済比率の調査結果が公表された。23年度の比率は金額ベースで58%。昨年より3.5ポイント増だった。調査は都内在住者等に対してネットアンケートで実施。今年11月15日(対2019年比28.7%)で、回答者自身の店舗やオンラインショップなどへの日常的支払い(週間平均)の「定期的支払い」の世帯1カ月分の明細に関して、4373人から回答を得た。

訪都インバウンド最多 再訪希望者9割超える

2023年に東京都を訪れた外国人旅行者数は約195.4万人と、前年比28.7%増となり、過去6億円(同1.8%)の増を記録したことが分かった。

訪都回数が増え、再訪希望者が9割を超えている。訪都回数が増え、再訪希望者が9割を超えている。訪都回数が増え、再訪希望者が9割を超えている。

7月は都心で猛暑日が続く。熱中症警戒アラートも連日発表された。8月も猛暑が続くと見込まれている。これを踏まえて、東京都は、地域住民の生活を支える各地の商店街に対し、熱中症予防を目的としたクーリングシールドの開設を促している。

クーリングシールドとは、適切な冷房設備を有し、特別警戒情報発表時に住民へ開放される施設のこと。都ではチラシやポスターなどの広報ツールを提示するなどして開設を支援している。指定は区市町村との協定締結が必要。手続き等は東京都環境局(03-55000003)に問い合わせ。

一人あたりの都内での支出額(推計値)は17万9154円、2019年の13万7403円に比べ30.4%増。支出が最も高い国・地域は中国で、25万2357円だった。具体的な活動については「日本食を楽しむ」が93.3%と1位、「日用雑貨等のショッピング」が62.3%と2位、「服・服飾雑貨のショッピング」が59.0%と3位だった。

各区市振連・区市商連会員様

お願い
商店街(会)の新聞送付先の変更(理事長・会長の交代など)があった場合は下記までご一報ください
東京都商店街振興組合連合会 広報課
Fax: 03-3542-0236 または
Mail: news@toshinren.or.jp

魅力ある街づくりのためには

“振興組合化”から!

振興組合設立のためには?

- 振興組合を設立するためには、発起人が7人以上おり、次の3つの要件を満たすことが必要です
- ①小売商業、サービス業を営む者が30人以上近接して商店街を形成していること
- ②他の商店街振興組合の地区と重複しないこと
- ③その地区内の組合員有資格者の2/3以上が組合員となり、かつ、総組合員の1/2以上が小売商業またはサービス業であること



振興組合設立のメリットは?

- ①人的なまとまりが強くなり組織力が強化されます
- ②組合運営および会計が明確化され新規加入促進につながります
- ③法律に基づく法人であるため、社会的な信用が高まります
- ④国や都、区市など行政の助成金や施策が活用できます